

別表第一の二 原油の数量への換算係数(第四条関係)

(平二一規則七五・追加、平二一規則一二六・一部改正)

第一欄	第二欄	第三欄
一 原料炭	トン	二九・〇
二 一般炭	トン	二五・七
三 無煙炭	トン	二六・九
四 コークス	トン	二九・四
五 石油コークス	トン	二九・九
六 コールタール	トン	三七・三
七 石油アスファルト	トン	四〇・九
八 コンデンセート(NGL)	キロリットル	三五・三
九 原油(前項に掲げるものを除く。)	キロリットル	三八・二
十 ガソリン	キロリットル	三四・六
十一 ナフサ	キロリットル	三三・六
十二 ジェット燃料油	キロリットル	三六・七
十三 灯油	キロリットル	三六・七
十四 軽油	キロリットル	三七・七
十五 A重油	キロリットル	三九・一
十六 B重油又はC重油	キロリットル	四一・九
十七 液化石油ガス(LPG)	トン	五〇・八
十八 石油系炭化水素ガス	標準状態に換算した千立方メートル	四四・九
十九 液化天然ガス(LNG)	トン	五四・六
二十 天然ガス(前項に掲げるものを除く。)	標準状態に換算した千立方メートル	四三・五
二十一 コークス炉ガス	標準状態に換算した千立方メートル	二一・一
二十二 高炉ガス	標準状態に換算した千立方メートル	三・四一
二十三 転炉ガス	標準状態に換算した千立方メートル	八・四一
二十四 都市ガス	標準状態に換算した千立方メートル	四五・〇
二十五 一般電気事業者から供給された昼間の電気	千キロワット時	九・九七
二十六 一般電気事業者から供給された夜間の電気	千キロワット時	九・二八

二十七 他人から供給された電気(前二項に掲げるものを除く。)	千キロワット時	九・七六
二十八 蒸気(産業用のものに限る。)	ギガジュール	一・〇二
二十九 蒸気(前項に掲げるものを除く。)、温水及び冷水	ギガジュール	一・三六
三十 前各項に掲げるもの以外の燃料等	キロリットル(固体燃料はトン、気体燃料は千立方メートル)	一単位当たりのギガジュールで表した発熱量として知事が認める値

備考

- 一 二十四の項中第三欄に掲げる係数については、使用する都市ガスの組成に応じ、当該第三欄に掲げる値に代えて、標準状態に換算した千立方メートル当たりのギガジュールで表した発熱量として知事が適当と認める値を用いることができる。
- 二 一般電気事業者とは、電気事業法第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者をいう。
- 三 昼間とは、午前八時から午後十時までをいい、夜間とは午後十時から翌日の午前八時までをいう。